

令和3年12月28日

第19回総会議事録

長岡市農業委員会

第 19 回総会議事録

- 1 日 時 令和3年12月28日（火曜日） 午前10時00分
- 2 場 所 ながおか市民センター3階 3C会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第52号 農地法第3条の許可申請について
議案第53号 農地法第4条の許可申請について
議案第54号 農地法第5条の許可申請について
議案第55号 農用地利用集積計画の決定について
議案第56号 農用地利用配分計画案の決定について
 - 日程第 3 報告第9号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (16名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (8名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 樺沢 仁、次長 広田 高志、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 木村 秋津、主事 土田 まりあ
主事 山際 賢也

開 会（午前10時05分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

雪の関係で、会長の到着が遅れておりますので、長岡市農業委員会会議規則第4条第2項の規定によりまして、粉川会長職務代理者から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

粉川会長職務代理者 (あいさつ)

これより農業委員会第19回総会を開催いたします。

今月は、新型コロナウイルスの感染防止対策として、出席委員の数を制限して開催しております。出席予定の委員からの欠席届の提出はありません。長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

粉川会長職務代理者 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において議席番号3番、岩本一男委員、4番、諸橋昇一委員を指名いたします。

日程第2 議案第52号 農地法第3条の許可申請について

粉川会長職務代理者 日程第2、これより審議に入ります。

議案第52号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

なお、10番は吉川委員の関係する案件でありますので、まずその1件を除いて事務局の説明をお願いします。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書3ページから5ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は14件でございます。

1番から9番と、11番から13番は売買による所有権移転、14番については贈与による所有権移転であります。

なお、6番については、許可後の経営面積が50アール未満であります。宮本地区の下限面積は20アールでありますので、問題はないものと考えております。

以上について、担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

粉川会長職務代理者 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第52号 農地法第3条の許可申請についてを10番を除き許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、10番について審議いたします。この件は吉川委員に関する案件であります。委員の議事参与はできませんので、吉川委員の退席を求めます。

(吉川委員 退席)

粉川会長職務代理者 それでは、農地法第3条の許可申請、10番について事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

10番については、売買による所有権移転であります。こちらについても農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

粉川会長職務代理者 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

農地法第3条の許可申請、10番を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

吉川委員の着席を求めます。

(吉川委員着席)

粉川会長職務代理者 吉川委員にお伝えします。

10番について原案のとおり決定いたしました。

議案第53号 農地法第4条の許可申請について

粉川会長職務代理者 それでは、議案第53号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件、中之島地域1件、計2件であります。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において12月20日までに現地確認を実施しております。

1番、横山の畑について、農機具格納庫及び農作業所建築敷地として利用するものであります。議案資料13ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設であるため、例

外的に許可できるものであります。

2番、大河原町の畑について、通路敷地として利用するものであります。議案資料14ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

粉川会長職務代理者 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 それでは、質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第53号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第54号 農地法第5条の許可申請について

粉川会長職務代理者 それでは、議案第54号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書9ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域1件、越路地域1件、寺泊地域2件の計4件であります。

1番、村松町の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和4年1月10日から令和4年6月30日までの計画であります。申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつおおむね500メートル以内に石坂小学校と石坂保育園があることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

2番、寺泊下桐の畑について、車庫兼物置建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料15ページから16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊下桐集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、寺泊下曾根の田について、育苗ハウス建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年3月31日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地ありますが、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、東谷の田について、農機具格納庫建築敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

粉川会長職務代理者 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第54号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

それでは、会長がおいでになりましたので、これにて議長を交代いたします。

(粉川会長職務代理者 自席へ着席)

(高橋会長 議長席へ着席)

議案第55号

農用地利用集積計画の決定について

高橋会長

議長を交代いたしました。審議を続けます。

議案第55号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊をご配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の12ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で18件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が4件、使用貸借権設定が12件、賃借権移転が2件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは117件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が110件、使用貸借権設定が7件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは64件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が56件、使用貸借権設定が3件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上、計199件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

高橋会長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

高橋会長 ありませんの声を聞こえます。
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
議案第55号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定
することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋会長 異議なしの声を聞こえます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第56号 農用地利用配分計画案の決定について

高橋会長 議案第56号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の16ページから19ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは19件の申出があり、内容については全て賃借権の移転となっています。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会において、それぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

高橋会長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

高橋会長 ありませんの声を聞こえます。
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
議案第56号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決

定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋会長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3

報告第 9 号 農地法の届出通知等について

高橋会長

日程第 3、報告第 9 号 農地法の届出通知等についてを議題とします。
事務局の報告を求めます。

今坂係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

3 条の許可申請 1 件を 21 ページに、これは先月の総会において買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可する旨の決定をしたことに基づき、許可をしたものでございます。続きまして、4 条の届出について 4 件を 22 ページに、5 条の届出について 20 件を 23 ページから 26 ページに、農地法の適用を受けない事実確認 2 件を 27 ページに、18 条合意解約について 4 件を 28 ページに、利用権解約について 60 件を 29 ページから 38 ページに、中間管理権の解約について 13 件を 39 ページから 41 ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

高橋会長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして第 19 回総会を閉会いたします。

閉 会 (午前 10 時 23 分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

会長職務代理者 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和3年12月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	欠	多田好一	13	欠	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	欠	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	欠	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	欠	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">16人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">8人</td> <td></td> <td>岩本一男</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>諸橋昇一</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	16人		議事録署名委員		欠席委員	人	8人		岩本一男	委員		計	24人		諸橋昇一	委員
出席委員	人	16人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	8人		岩本一男	委員																		
	計	24人		諸橋昇一	委員																		